

くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～高額なキャンセル料を請求された中古車の契約～

《相談内容》

30万円の中古車の契約をしてとりあえず手持ちの10万円を支払ったが、家族に反対されたため、契約を断念した。3日後、販売店に解約の意思を伝えたところ「キャンセル料が必要であり、返金できない」と言われた。キャンセル料が高額すぎるのではないか。

《アドバイス》

契約の成立時期については、業界団体加盟業者は「自動車の登録がされた日、注文により販売会社が修理・改造・架装等に着手した日、若しくは自動車の引渡しがなされた日のいずれか早い日」としていますが、業界団体非加盟業者は「口頭による申し込み、承諾によって契約が成立する」「購入者が手付金を支払った時点で契約は成立する」などとしている場合もあります。

相談者の場合、非加盟業者と契約しており、注文書に署名した時点で契約が成立したと考えられます。契約が成立すると、気が変わったからといって一方的な解約はできません。業者が合意解約に応じる場合は、現に発生した損害について消費者側が負担することになります。相談者に対して、キャンセル料の内訳（どういう実損が発生しているか）を書面にしてもらい自主交渉するよう助言しました。

自動車の購入にはクーリング・オフ制度が適用されません。安易な契約はトラブルのもとです。信頼のおける良心的な販売業者を選び、実際に試乗して、エンジンの調子や内装の状態などを確認しましょう。注文書に署名・押印する前に契約内容をよく確認し、購入資金や維持費についても、事前に無理のない計画を立てましょう。



情報ファイル

～地上デジタル放送への移行に便乗した悪質商法にご注意！～

地上デジタル放送への移行のため、一部の地域で「アナログ周波数変更対策」に伴う工事が行われています。一般家庭の場合、費用は国が負担することになっていますが、この工事を口実にした架空請求の被害が他県で発生しています。

地上デジタル放送は、順次視聴地域を拡大しており、中国地方でも2006年末までには、放送が開始され、アナログ放送と並行して放送される移行期を経て、2011年7月には現行のアナログ放送が終了する予定です。

今後も地上デジタル放送への移行に便乗し、国や自治体の関係機関をかたって請求書を送りつけたり、訪問販売等で悪質な勧誘が行われることが予想されますので十分ご注意ください。

地上デジタル放送を受信するためには、UHFアンテナや地上デジタル放送用チューナが必要となってきますが、「無料でアンテナを点検します」などと訪問する業者には気をつけましょう。アンテナ工事などの勧誘を受けても、すぐに決めずに複数の業者から見積りを取って契約は慎重にしましょう。



消費生活相談状況(9月)

9月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、4,129件ありました。

情報料等を請求するハガキやメールなどが届いたという架空請求・不当請求の相談が、依然として多く寄せられています。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	商品一般	814
2	情報提供サービス	764
3	融資サービス	524
4	レンタル・リース	158
5	工事サービス	81

～お知らせ～

スマートライフ講座

よくわかる食品安全

～間違いだらけの食品安全の「常識」～

日時 平成18年1月26日(木) 13:30～15:00

会場 広島県生活センター研修室

講師 中国四国農政局 広島農政事務所 上森 國雄 さん

定員 30名

消費者啓発講座

日時	場所	対象	講師
1月18日(水) 14:25～15:15	広島市 可部高等学校	3年生	センター職員
1月20日(金) 13:30～15:00	東広島市 三永公民館	高齢者	消費生活専門相談員 天野 真由美
1月25日(水) 18:30～20:30	広島市 アイビービル	広島被害者支援センター支援活動員	センター職員